**大腸がん検診・精密検査受診勧奨業務委託標準仕様書（案）**

１　委託趣旨及び目的

市民の健康寿命の延伸，生活の質の向上，さらに，保険者として被保険者のがんの早期発見によるがん治療に要する医療費の適正化を目的として，国民健康保険に加入する市民を対象とした大腸がん検診受診者数，及び，本市の大腸がん検診を受診し，要精密検査となった全ての市民の精密検査受診者数を増加させるため，広島県と協力・連携し，受診勧奨を実施する。

２　委託内容詳細

（１）大腸がん検診受診勧奨業務

　　　本市の国民健康保険の対象者に対して大腸がん検診受診者数増加に寄与する受診勧奨やその支援を行い，効果を検証する。なお，大腸がん検診受診者数増加により効果的な手法がある場合は，以下に示した業務の代わりに実施することも可能とする。その場合，受託者は実施内容をとりまとめた企画書を市へ提示し，協議の上決定すること。

　　　ア　送付対象者の抽出

　　　　　メッセージ・勧奨物の送付対象者を抽出する。

イ　メッセージ・勧奨物開発，印刷

　　　　　送付対象者の大腸がん検診受診者数増加に寄与するメッセージ・勧奨物を開発，印刷する。

　　　ウ　通知類及び数量

　　　　　送付対象者へ勧奨物を郵送する。詳細については，内容，数量等を市へ提示し，市と協議の上決定すること。

　　　エ　分析・評価

平成30年度地域保健・健康増進事業報告後，市より提供される受診者データを分析・評価し，課題抽出・解決の見通し等を含む結果を報告すること。

（２）精密検査受診勧奨業務

　　　平成30年度●●市大腸がん検診要精密検査全対象者及び平成29年度精密検査未受診者に対して，精密検査受診者数増加に寄与する受診勧奨やその支援を行い，効果を検証する。なお，精密検査受診者数増加により効果的な手法がある場合は，以下に示した業務の代わりに実施することも可能とする。その場合，受託者は実施内容をとりまとめた企画書を市へ提示し，協議の上決定すること。

ア　メッセージ・勧奨物開発，印刷

　　　　　精密検査受診者数増加に寄与する勧奨物・メッセージを開発，印刷する。

　　　イ　通知類及び数量

　　　　　平成30年度●●市大腸がん検診要精密検査全対象者及び平成29年度精密検査未受診者を送付対象者とし，勧奨物を郵送する。詳細については，内容，数量等を市へ提示し，市と協議の上決定すること

　　　エ　分析・評価

平成31年度地域保健・健康増進事業報告後，市より提供される受診者データを分析・評価し，課題抽出・解決の見通し等を含む結果を報告すること。

（３）大腸がん検診・精密検査受診勧奨業務に関わる勧奨物及び発送

　ア　勧奨物は，本市が提供するデータファイル（UTF-8　CSV形式）を用い，タックシールの作成貼付，または，帳票への電算印字出力等の作業を行う。

イ　勧奨物の対象者は，発送前に市担当者に照会し，住民登録状況を確認すること。また，発送件数は，３日前に死亡・転出者，発送日当日に死亡者引抜きを行い，その数を確定する。

ウ　勧奨物の納品及び貸与データの返却は，以下，●●市●●課とし，勧奨物は納品と同時

に差出郵便局に配送すること。

　【納品及び貸与データ返却先】

●●市●●課

【差出郵便局】

エ　各勧奨物の完成品は，宛名印字しないものを見本として各５部，代表的なパターンを各5部ずつ納品すること。

　オ　各勧奨物の印刷原稿データの電子データ（ＰＤＦ１部とイラストレーター１部）を〇〇課に納品すること。

　カ　郵送費については委託料に含む。

　キ　各勧奨物は，箱詰めを行い，受託者により上記差出郵便局に持ち込むこと。なお，配送に際しては，本市の提供データ通りに並べること。また，箱詰めが複数になる場合には，入数がわかるようにすること。

|  |
| --- |
| 郵便番号別所管郵便局一覧表 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（４）提供データ項目

ア　特定健診関連データ

【平成23年度～最新年度分】

(ｱ)　ＦＫＡＣ167（健診結果情報）

イ　大腸がん検診関連データ

【平成23年度～最新年度分】

(ｱ)　宛名番号　　　　　　(ｲ)　漢字氏名　　　　　　(ｳ)　カナ氏名

　　　(ｴ)　郵便番号　　　　　　(ｵ)　住所　　　　　　　　(ｶ)　生年月日

(ｷ)　性別　　　　　　　　(ｸ)　被保険証番号（国保）(ｹ)　受診日

(ｺ)　セット検診フラグ　　(ｻ)　受診医療機関番号　　(ｼ)　受診医療機関名

(ｽ)　自己負担費用区分　　(ｾ)　健康保険種別　　　　(ｿ)　便潜血検査（１日・２日）

　　　(ﾀ)　検査結果判定　　　　(ﾁ)　精密検査受診日　　　(ﾂ)　精密検査実施医療機関

(ﾃ)　精密検査実施方法　　(ﾄ)　結果　　　　　　　　(ﾅ)　特記事項

　　ウ　レセプトデータ

　　【平成24年７月～最新月分】

　　　(ｱ)　被保険者証記号・番号　　(ｲ)　漢字氏名 　　　　　(ｳ)　カナ氏名

(ｴ)　性別 　　　　　　　　　(ｵ)　年齢　　　　　　　　(ｶ)　生年月日

(ｷ)　住所　　　　　　　　　　(ｸ)　入院外来区分　　　　(ｹ)　費用額

(ｺ)　初診料　　　　　　　　　(ｻ)　生活習慣病関連項目　(ｼ)　主病名

(ｽ)　２～６番目に高い傷病名

　　エ　ア～ウに付帯し，対象者抽出後，発送に関わるデータ

　　【発送に関わるデータ仕様】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 連番 | ヘッダーを除くファイルの先頭行の1から連番を出力 |
| 2 | 宛名オーバーフラグ | 宛名が特に長い方について該当表示 |
| 3 | 方書オーバーフラグ | 方書が特に長い方について該当表示 |
| 4 | 宛名外字フラグ | 宛名に外字が含まれる方について該当表示 |
| 5 | 方書外字フラグ | 方書に外字が含まれる方について該当表示 |
| 6 | 送　宛先人氏名 | 敬称なし |
| 7 | 郵便番号 | 「999-9999」形式で出力 |
| 8 | 住所（市＋住所日本語） | 　 |
| 9 | 住所（方書） | 　 |
| 10 | 住所（カスタマーバーコード） | バーコードに直して出力 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連番 | 宛名オーバーフラグ | 方書オーバーフラグ | 宛名外字フラグ | 方書外字フラグ | 送　宛先人氏名 | 郵便番号 | 住所（市＋住所日本語） | 住所（方書） | 住所（カスタマーバーコード） |
| 1 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 市　太郎 | 000-0000 | ○○市000 |  |  |
| 2 | 非該当 | 該当 | 非該当 | 非該当 | 町　花子 | 000-0000 | ○○市000 |  |  |
| 3 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 村　二郎 | 000-0000 | ○○市000 |  |  |

※　カスタマーバーコードについては，CSVデータ中に数値で出力される為，バーコード化して出力する必要がある。

　　　※　氏名の敬称はCSVデータに出力されないため，業者にて出力する。

（例：市　太郎　様）

３　委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

４　スケジュール及び納期

（１）　データ貸与　　　平成30年5月（予定）

　　　※データはCDもしくはDVDにて暗号化した上で貸与する。

※データファイルは，別に指定がない限り，本市に完成品の納品と同時に返却する。

（２）　業務実施期間

ア　大腸がん検診受診勧奨業務　　契約締結日の翌日から平成31年3月31月まで

イ　精密検査受診勧奨業務　　　　契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

　　※それぞれメッセージ・勧奨物開発から分析・評価までを含む期間とする。

（３）　履行報告書納期

平成31年3月31日

５　業務に関わる特記事項

（１）　期間の余裕を持って進めること。

（２）　内容を十分理解し，経験と専門知識，技能を持つ担当者を用い，十分な人員体制により市と密に連絡を取り合い，双方の理解のもとに進めること。

（３）　市及び受託者は，委託業務を主として担当するものを定め，本委託業務にかかる連絡を相互に行う。

（４）　契約締結日から7日以内（土日祝日含む。）に業務実施計画書を作成し，本市の承認を得ること。

（５）　日程が決定されていないものについては，期日が決定した後，直ちに通知する。

（６）　市は受託者から提出された作業を変更したい場合は受託者と協議して変更する。

（７）　過去の受診勧奨資料のほか，既存資料や既存調査，その他関連する各種統計データを収集し，本市の現況を整理するとともに，分析を行う。

（８）　各受診勧奨通知等の紙媒体の校正見本は，カラーで出力したものを３部ずつ用意する。

（９）　本業務の業務実施報告書は，広島県と受託者が別途締結する業務において，本市の報告も含めて行うものとする。

（10）　その他本委託業務について疑義が発生した場合は，速やかに連絡し，協議するものとする。

（11）　この仕様書に定めのない事項については，協議のうえ処理するものとする。

６　支払条件

委託料の支払いは，成果物の納品完了時，市の定める手続きに従い，検査が合格した後に，請求に

基づき支払う。

７　諸権利

　本契約に基づき受託者から市に納品された納品物及びデータについて，受託者は，１の委託趣旨及び目的を他の自治体及び保険組合等でも達成しようとする場合には，市の承諾及び対価の支払いを要することなく，自由に使用できる。

８　個人情報保護及び受託者の責務

（１）本市から貸与した個人情報（データ及び印刷物）は以下の事項に十分注意して取扱うこと。

ア　車で運搬する場合は，｢置き引き｣，｢車上荒らし｣の被害に遭わないために，車外から直接見えないように積むなど，適切な防犯措置をとる。

イ　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管する。

ウ 市が指定した場所へ持ち出す場合を除き，個人情報を定められた場所から持ち出さない。

エ 個人情報を電子データで持ち出す場合は，「情報資産持ち出し申請書」を提出し，情報管理者の承認を得る。また，電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施す。

オ 用紙類は，個人情報を印字する重要帳票であることを認識し，汚損，き損等があった場合でも，受託者による処分はせず，納品時に本市に返却する。

カ 個人情報を移送する場合，移送時の体制を明確にする。

キ 個人情報を電子データで保管する場合，当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について，定期的に点検する。また，業務終了後は，全ての個人情報を削除する。

ク　個人情報を管理するための台帳を整備し，個人情報の利用者，保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録する。

ケ 個人情報の紛失，漏洩，改ざん，破損その他の事故を防ぎ，真正性，見読性及び保存性の維持に責任を負う。

コ 作業場所に，私用パソコン，私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで，個人情報を扱う作業を行わない。

サ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに，個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしない。

シ 個人情報を利用する作業を行うパソコンには，常駐型不正プログラム対策ソフトをインストールし，ウイルス定義ファイルは，最新のものに更新してから作業を開始する。

ス　本市に納品するデジタル媒体については，納品前にウイルスチェックを行う。

セ 個人情報を利用する作業は，サポートの終了したオペレーティングシステムを搭載したパソコンでは行わない。

ソ　個人情報を利用する作業を行うパソコンは，外部のネットワーク環境と接続しない。